１．特定健康診査･後期高齢者健康診査実施医療機関の事務手続きに関すること

（１）特定健康診査・後期高齢者健康診査の申し込み・受付方法

１）申し込み

実施医療機関は、受診希望者から特定健康診査・後期高齢者健康診査の申し込みがあった場合は、受診に必要な内容（健診日時、場所、健診内容、当日持参するもの等）を漏れなく伝える。

① 健診内容の確認と他で受診していないかを確認

② 健診日当日も「静岡市国民健康保険」若しくは「後期高齢者医療制度」の資格を有しているかを確認

資格喪失日は、資格喪失を窓口に**届け出た日でなく、資格喪失の事由が発生した日（社保加入日等）で判定**する。
届出日を資格喪失日と誤って理解している者や国保の保険証を持っていれば資格が継続されていると思っている者もいるため、申し込み時及び健診日当日の窓口にて口頭で確認すること。その際、健診日当日に資格を喪失していたことが後日判明した場合は、健診費用が自己負担になる旨も説明する。

③ 持ち物の案内

ア）保険証（マイナ保険証、資格確認書等含む）

イ）受診券（特定健康診査受診券または後期高齢者医療受診券）

ウ）質問票

エ）健康手帳または前年度の健診結果票（ある人）

※受診券送付時に同封されるもの

【特定健康診査】

・特定健康診査受診券（資料１-１）、質問票（資料２-１）

・実施医療機関一覧（資料４）

【後期高齢者健康診査】

・後期高齢者健康診査受診券（資料１-２）、質問票（資料２-２）

・実施医療機関一覧（資料４）

④ 健診を受けるための注意事項を伝える。（資料 13 参照）

後期高齢者健康診査の対象者で、生活習慣病（糖尿病、高血圧疾患、虚血性心疾患、その他心疾患、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞、脳動脈硬化、その他脳血管疾患、動脈硬化等をいう。）の治療中で健診を受ける必要がないと判断される場合は、後期高齢者健康診査は必ずしも義務健診ではない旨を伝え、本人の同意のもと受付しない。

⑤ 健診日時・場所を伝える。

２）健康診査の受診当日の受付

①　持ち物の確認をする。

ア）保険証…氏名・保険者記号番号・被保険者番号・資格取得年月日を確認する。

イ）受診券…氏名・有効期限を確認する。

当日、保険証あるいは、受診券を忘れた場合の対応

a) 受診券を忘れ保険証のみ持参した場合

実施医療機関が、健康づくり推進課に受診資格の有無を電話で問い合わせる。

対象者の受診券発行の有無と、他健診機関で健康診査を受診していないことを確認し、受診券整理番号を聞き取る。

※結果説明がある場合は、後日受診券を持参してもらうよう受診者に伝える

b) 保険証を忘れ受診券のみ持参した場合

実施医療機関が、健康づくり推進課に資格の有無を電話で問い合わせる。

被保険者であることを確認し、被保険者番号を聞き取る。

c) 保険証・受診券とも持参しない場合

健康診査は、実施できない。

d) 有効期限の切れた保険証または受診券を持参した場合

対象者ではないため実施しない。

＊当該年度 75 歳の誕生日を迎え、特定健康診査受診券の有効期限が切れている場合は、健康づくり推進課に後期高齢者健康診査受診券の番号を問い合わせれば対応可。

＊＊健康づくり推進課に問い合わせをする流れ＊＊　　（☎２２１－１５７９）

a)受診券を忘れた

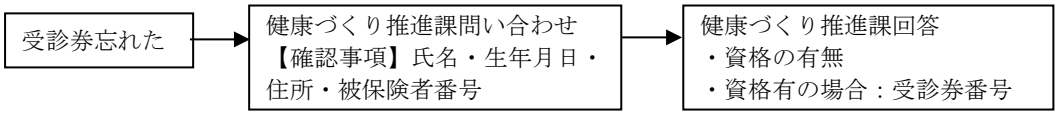

b)保険証を忘れた

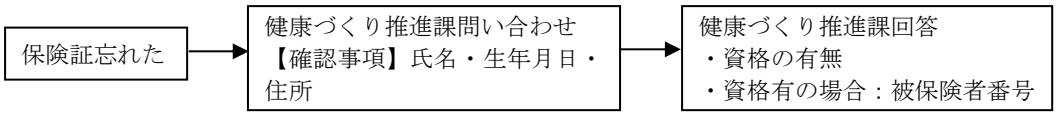

c)保険証・受診券を忘れた

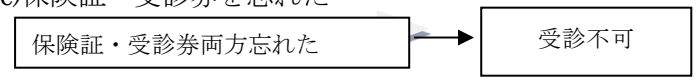

d)有効期限切れの保険証または受診券を持参した。

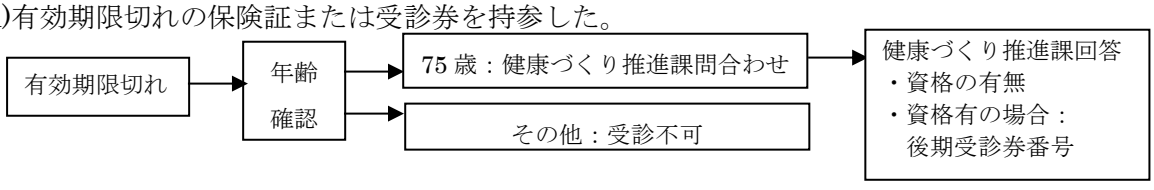

② 対象年齢の確認をする。

【特定健康診査】

当該年度 40 歳から 74 歳の国民健康保険加入者

※当該年度の途中から国民健康保険に加入した人は、特定健康診査の対象から外れる。（静岡市国民健康保険健康診査の対象者　※11 ページ参照）

【後期高齢者健康診査】

75 歳以上の後期高齢者医療制度加入者

※65 歳以上で一定の障害があり後期高齢者医療制度に加入している人を含む。

当該年度 75 歳の誕生日を迎える人の扱い

・3 月生まれ～5 月生まれ

誕生日の翌月以降に後期高齢者健康診査の受診券を送付する

・6 月生まれ～翌年 3 月生まれ

誕生日前日有効期限の特定健康診査受診券を送付済み

③ 資格の有無及び受診回数の確認　※必ず確認

・「国民健康保険」若しくは「後期高齢者医療制度」の被保険者であるか確認

・年度内に２回目の受診でないか確認

資格喪失日は、資格喪失を窓口に**届け出た日でなく、資格喪失の事由が発生した日（社保加入日等）で判定**する。

届出日を資格喪失日と誤って理解している者や国保の保険証を持っていれば資格が継続されていると思っている者もいるため、保険証の提示による確認と合わせて口頭でも確認すること。その際、健診日当日に資格を喪失していたことが後日判明した場合は、健診費用が自己負担になる旨も説明する。

④ 有効期限を確認し、受診券を回収する。

有効期限は、原則、当年 5 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

75 歳になる人の特定健康診査受診券有効期限は、誕生日前日までである。

⑤ 他の健診と同時受診を希望する場合の対応

同時受診ができる健診内容：がん検診等

健診機関における各健診の流れ（同時実施　※15 ページ参照）で、該当健診項目の確認をする。

⑥ 受診者から自己負担金額を徴収する。

・特定健康診査、後期高齢者健康診査のみの場合は自己負担なし。

・他の健診と同時受診の場合

健診機関における各健診の流れ（同時実施　※15 ページ参照）で、自己負担額を計算し、受診者から徴収する。

３）問診

質問票（資料２-１,資料２-２）の内容を確認する。

※特定健診注意事項

標準的な質問項目 No.1 - 3 の薬の使用の有無及び質問項目 No.8 の喫煙状況は必須項目のため､必ず記入漏れや誤りがないかを確認する。（記載洩れがあると特定健康診査を実施したとみなされない。）

その他の項目も、記入漏れや誤りがなく記入されているかを確認する。

※当日、質問票を忘れた場合は、健診会場にて受診者に記入してもらう。

（２）健康診査の実施

健康診査受診者全員に、「基本的な健診項目（標準的な質問票含む)」を実施する。追加健診項目、詳細な健診項目は特定健康診査と後期高齢者健康診査で異なるため注意すること。

※詳細な健診項目については、国の判断基準を踏まえ、特定健康診査実施医療機関の医師の判断で実施する。(資料 12)

また、受診者へ詳細な健診の必要性の有無について説明する。

特定健康診査

【基本的な健診項目】

- 質問項目
- 身体計測（身長、体重、ＢＭＩ、腹囲）
- 理学的検査(身体診察)
- 血圧測定
- 血液化学検査
  (中性脂肪※１、ＨＤＬコレステロール、ＬＤＬコレステロール※２)
- 肝機能検査（ＡＳＴ、ＡＬＴ、γ―ＧＴ）
- 血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビン A1c(NGSP 値)※３）
- 尿検査（尿糖、尿蛋白）

【追加健診項目】

- 総コレステロール
- 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数）
- 血清クレアチニン、ｅ－ＧＦＲ
- 尿酸
- 心電図検査（希望者に実施）

【詳細な健診項目】

- 眼底検査※４

※１　やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、食直後を除き随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。（空腹時とは絶食 10 時間以上、食直後とは食事開始時から 3.5 時間未満とする。）

※２　中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、ＬＤＬコレステロールに代えて、Ｎｏｎ－ＨＤＬコレステロール(総コレステロールからＨＤＬコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

※３　やむを得ず空腹時以外に採血を行い、ヘモグロビンＡ１ｃ(ＮＧＳＰ値)を測定しない場合は、食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

※４　眼底検査は、当該年度の健診結果等において、血圧又は血糖の値が受診勧奨判定値以上の者のうち、医師が必要と認めるものを対象とする。

後期高齢者健康診査

【基本的な健診項目】

特定健康診査と同様

【追加健診項目】

・総コレステロール
・血清クレアチニン、e-GFR
・尿酸

【詳細な健診項目】

・貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数）
・心電図検査
・眼底検査

注意！！

・特定健康診査では貧血検査は全員、心電図は希望者に実施（追加健診項目）
・後期高齢者健康診査では貧血検査、心電図検査は詳細な健診項目
・眼底検査は特定健康診査、後期高齢者健康診査とも詳細な健診項目

※詳細な健診項目は実施基準（資料 12）を満たす場合のみ実施すること

健診項目の留意点

（資料 13、14 参照）

・腹囲検査

腹囲の検査は、正確に測定する。

ただし、以下の厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができる。

ア）ＢＭＩが 20 未満であるもの

BMI＝体重（kg)÷身長(m)^2

イ）ＢＭＩが 22 未満の人で、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者

・尿検査

ア）生理中の女性に対する尿検査は、検査不能という扱いでも差支えない。（入力は、検査データ欄に測定不能と入力する。）

イ）検査方法

資料 13 の（6)、資料 14 の 2 を参照

・血糖検査

血糖検査を実施した場合は、検査時、食後 10 時間以上たっていない場合は、随時血糖の検査データとする。（入力は、随時血糖欄に入力する。）

受診勧奨の判断基準

健診検査項目の検査判定値（国の判断基準 資料 11）に基づいて、結果の持つ意義、異常値の程度、年齢等を考慮した上で医療機関を受診する必要性を個別に医師が判断し、受診者に通知する。

（３）健診結果の通知

・健診結果の通知は実施医療機関にて行う。

・個別健診については、受診者に直接面接し、結果を渡す。

・集団健診については､特定健康診査受診者に対し、健診結果通知を郵送又は、面接にて行う。

※　健診結果通知の様式については、各健診機関のもので構わない。検査箋、あるいは健康手帳を活用するなどし、本人に結果を渡す。

※　受診勧奨の必要性がある人に、早期に受診者へ連絡できる体制を取っておく。

※　実施医療機関は、健診結果について、異常値を示している項目、異常の程度、異常値がもつ意義等について、わかりやすく受診者に説明又は通知する。

※　特定健康診査受診者には特定健診活用ガイド（資料 5）を渡し、メタボリックシンドロームの該当の有無についても合わせて説明する。

また、個別健診受診者で特定保健指導の対象になると予想される人については、“特定保健指導を受けましょう（確認要）“（資料 6）を渡し、特定保健指導利用券が郵送された場合は、積極的に利用するようすすめる。

※　受診勧奨の必要な場合は受診者に説明し、治療を開始する際は保険診療とする。その際、治療開始となったことを医師所見欄に入力する。

（４）結果データの入力

① 特定健康診査・後期高齢者健康診査結果は電子入力する。

厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成する。

ア）①質問票②基本的な健診項目③市独自の追加項目④詳細な健診項目の内容を入力する。

＊貧血検査、心電図は特定健康診査では市独自の追加項目、後期高齢者健康診査では詳細な健診項目となることに注意

イ）採血時間を入力する。

食後 10 時間未満の場合は「1」、食後 10 時間以上たっている場合は「2」、3.5 時間以上 10 時間未満は「3」、3.5 時間未満は「4」と入力する。

ウ）詳細な健診を実施した場合は、健診結果データにその理由と、判断した医師名を入力する。

エ）健診結果を受診者に通知した時点で治療開始となった場合は、医師所見欄に、治療が開始されたことを入力する。

※健診項目の入力洩れがある場合、健康診査を実施したとみなされないため、入力洩れのないよう留意する。

オ）ヘモグロビン A1c 検査の表記は平成 25 年度より NGSP 値とする。

カ）血清クレアチニンと e-GFR をセットで提出する。

② 入力ソフトは、各実施医療機関で入手する。

※電子媒体に入力が不可能な実施医療機関は、入力代行機関等に依頼する。

（５）結果データファイルの送付

１）送付先代行機関の名称

名称：静岡県国民健康保険団体連合会

住所：静岡県静岡市葵区春日２丁目４－３４

２）送付期日

静岡県国民健康保険団体連合会とオンラインが構築されている実施医療機関の場合は、随時送付が可能。

その他は電子媒体を、毎月 5 日必着とする。（月 1 回の受付）

※個人情報の送付となることから、安全性の確保が最優先される。

そのため、基本的な送付形態としては、健診データファイルを可搬媒体に格納し、書留郵便等で送付する。

オンラインの場合は、安全性の担保されたネットワークを介して送付できる場合に限る。なお、ファイルを送付する際は、送付時の事故等により第三者の手にファイルが渡ってもデータの閲覧等ができないように、ファイルや電子媒体に暗号化等の処理を施すことが必要となる。暗号化等の処理は、代行機関から連絡がある。

注意！！　　送付期日（実施月の翌月５日まで）の厳守にご協力ください。

（６）請求・決済について

１）請求先

名称：静岡県国民健康保険団体連合会

住所：静岡県静岡市葵区春日２丁目４－３４

２）送付期日

静岡県国民健康保険団体連合会とオンラインが構築されている実施医療機関の場合は、随時送付が可能。　その他は電子媒体を、毎月５日必着とする。（月１回）

＊健康診査の実施は、年度中１回であることから、請求・決済も受診者１人あたり１回となる。（完了時点まで請求・データ送付を行わない。）

注意！！　　送付期日（実施月の翌月５日まで）の厳守にご協力ください。

３）請求・決済額の算定方法

請求額は、契約で定められた単価とする。

請求方法は、契約事項に沿って請求する。

【他の健診と同時受診の場合】

がん検診等と同時実施した場合は、重複する項目の費用をがん検診の請求から除いて請求する。

４）具体的な請求方法

健診データファイルの決済情報部分に請求金額を入力し、結果データ部分と合わせて電子媒体で請求する。

５）決済失敗時の取扱

【前提となる基本ルール】

実施医療機関は、受診者が保険証と受診券を持参し、両者の内容等が一致し、問題がないことを確認した上で健康診査を実施する。

基本ルールを踏まえた上で、以下に想定ケース別に取り決めを示す。

想定されるケース	取扱
実施医療機関において、保険証と受診券を確認しなかった場合 （加入者が保険証又は、受診券を忘れてきた場合において、当該機関の判断で受診を認めた場合等）	当該実施医療機関の責任・負担とし、静岡市からは、支払いはしない。 （実施医療機関は、全額を受診者に請求する。）
実施医療機関において、受診券等に記載された内容と異なる検査・請求を行った場合 （記載されていない上乗せ検査を行い、その費用の一部を請求した場合）	同　　上

実施医療機関において、保険証と受診券を十分に確認したが、不正なものとは見抜けず、そのいずれかが不正なものであった場合 （資格喪失したものの静岡市が回収しなかった場合や、精巧に偽造されたものであった場合）	静岡市の責任・負担とし、実施医療機関に定められた費用を支払う。 （後日、静岡市より全額を受診者に請求する。）

※過誤請求の場合は、問い合わせ等があります。

2. 健診の精度管理について

基本的な考え方（資料 15 参照）

内部精度管理、外部精度管理について、健診実施者は「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（資料 16）における精度管理に準拠して、精度管理を行う。

3. 健康診査のデータ管理・保管

特定健康診査実施医療機関健診結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全に関するガイドライン」（平成 17 年 3 月厚生労働省）を遵守する。「医療情報システムの安全に関するガイドライン」は、随時改定されているため、内容を確認し、個人情報保護に関する対策が達成されていることを確認すること。

※大臣告示で定める委託基準において、電子的記録を作成し、安全かつ速やかに納品できることが条件となっており、これを受託するためには、これを遵守する必要が生ずる。

4. 特定健康診査・後期高齢者健康診査の委託機関

厚生労働大臣が告示にて定める外部委託に関する基準を満たしている機関とする。（資料 17 参照）

（１）具体的な基準

1）人員に関する基準

2）施設又は設備等に関する基準

3）精度管理に関する基準

4）特定健診結果等の情報の取扱いに関する基準

5）運営に関する基準

（２）評価

特定健康診査の外部委託に関する基準（厚生労働省告示第 11 号）に基づき、委託先の実施医療機関が委託基準を遵守しているか否かを適宜確認する。

委託基準を満たさない実施医療機関が判明した場合は、改善を求めることができる。

是正が見られない場合は、年度途中であっても契約を解除することができる。

また、次年度の契約を更新しないことができる。

5. 個人情報保護

静岡市の個人情報に関する条例に遵守すること。

個人情報については、その性格と重要性を十分認識し、適切に取り扱わなければならない。

特に医療分野は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）等において個人情報の性質や利用方法から、特に適正な取り扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野の一つとされている。

また、健診結果等の情報を取り扱う場合も、健診結果等の情報の取り扱いに関する基準を遵守することが求められる。

高齢者の医療の確保に関する法律では、特定健康診査等の受託者に秘密保持義務を課している。

高齢者の医療の確保に関する法律

（秘密保持義務）

第三十条　第二十八条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあってはその役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

第百六十七条　第三十条の規定に反して秘密を漏らした者は１年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

6. 特定健康診査・後期高齢者健康診査の契約

静岡市特定健康診査業務委託契約書・静岡市後期高齢者健康診査委託契約書による。